

令和4年 第12回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年12月26日

1 日 時 令和4年12月26日(月) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第27号 農地法第5条第1項第7号規定による届出の件
報告第28号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 19番 神澤安行 委員

5 議事録署名委員 9番 小林 豊 委員、10番 齋藤 哲 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和4年第12回の農業委員会総会を開催致します。
小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

（日程第1議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、9番小林委員と10番齋藤委員を指名致します。

（日程第2会期
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）
（報告第26号）

【議長】

報告第26号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上
程致します。
事務局に番号12番から13番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 12 番、地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●番地、面積 38 m²を●●の●●さんが敷地拡張のための転用の届け出が出ています。すでに敷地の一部として使用しており始末書の添付による追認案件となります。

続きます

番号 13 番、地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地、面積 414 m²を●●の●●さんが自己用住宅建築のための転用の届け出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(報告第 27 号)

【議長】

報告第 27 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 51 番から 56 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 51 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地ほか3筆、合計面積1854㎡●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により宅地分譲5区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号52番 地図公図は7ページ、8ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積1753㎡を●●の●●さん、持ち分7/10、下に行きまして、●●の●●さん、持ち分3/10から●●の●●に、所有権移転により宅地分譲7区画にするための届出が出ています。

続きまして、資料3ページをお願いします。

番号53番 地図公図は9ページ、10ページになります。

●●番地、面積569㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により自己用住宅建築のための届出が出ています。

続きまして

番号54番 地図公図は11ページ、12ページになります。

●●番地、面積533㎡を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により宅地分譲2区画にするための届出が出ています。

続きまして

番号55番 地図公図は13ページ、14ページになります。

●●番地、面積380㎡を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により宅地分譲1区画にするための届出が出ています。

続きまして、資料4ページをお願いします。

番号56番 地図公図は15ページ、16ページになります。

●●番地、面積363㎡を●●の●●さん持ち分1/2、下に行きまして●●の●●さん持ち分1/2から●●の●●さんに、所有権移転により自己用住宅建築のための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(報告第 28 号)

【議長】

報告第 28 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 12 番から 15 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 3 ページをお願いいたします。

農地法第 18 条は耕作権等の解約になります。

番号 12 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、面積 5600 m²。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●
です。平成 29 年 5 月 1 日から 15 年間有償で利用権の設定がされてい
ましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和 4 年 11 月 25 日です。

続きます

番号 13 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、面積 660 m²。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●
さんです。平成 25 年 1 月 1 日から 15 年間有償で利用権の設定がされ
ていましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和 4 年 11 月 28 日です。

続きます

番号 14 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 786 m²。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●
さんです。令和 3 年 6 月 1 日から 5 年間有償で利用権の設定がされて
いましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和 4 年 12 月 2 日です。

続きます

番号 15 番、地図公図は 23 ページ、24 ページになります。

●●番地、面積 956 m²。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●
さんです。令和 4 年 7 月 1 日から 2 年間有償で利用権の設定がされて
いましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和 4 年 12 月 7 日です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。
質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

●●です。
番号13番の●●さんの関連ですが、そのエリアで●●さんの隣で借りている方がいらっしゃると思いますが、その方の管理ができていなくて荒れている状況だと事務局も聞いていると思いますが現在の状況を説明してもらいたいです。

【事務局】

はい。その方は今月いっぱい賃貸借の期限を迎えて終了となります。電話で問い合わせ、現地のハウス等ご自身で片付けると聞いております。

【●●委員】

はい。期限切れということですが、地区の方や貸主も心配しているので貸主に事務局からその内容を伝えてもらいたい。

【事務局】

はい。貸主の方には連絡を取ってお話いたします。

【●●委員】

はい。●●です。
この4件は合意解約となっておりますが、合意解約後はどのような状態になっているか伺います。

【事務局】

自己管理をする形になると思います。

【議長】

その他質問はありますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(議案第46号)

【議長】

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号45番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料4ページをお願いします。

番号45番、地図公図は25ページ、26ページになります。

●●番地、面積330㎡を●●の●●さんから、●●の●●さんに所有権移転により個人住宅建築のための許可申請が提出されました。

この案件につきましては、9月の案件で県の許可も下りていましたが、銀行融資の関係で共有名義での融資に変更となり、転用申請も共有名義での申請となることから、再度、申請を行うものです。申請者以外の事業計画は9月の申請内容とは変更ありません。

申請書に添付された資金証明、事業計画書等の添付書類からは問題はないと思われま

す。写真は、南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

先ほど、事務局が説明した通り9月の案件で審議したものになります。

再度、現地を見に行きましたが写真のとおり農地のままです。

申請者が夫婦2名になったということですので特に問題ないかと思

【議長】

次に、●●推進委員ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号45番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号46番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 46 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

●●番地、面積 748 m²のうち 202.45 m²を●●の●●さんから、●●の●●に賃貸借により通路に利用するための一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。隣接する既存の資材置場に大型車両で資材を搬入する通路として利用するためのものです。排水については碎石舗装のため自然浸透の計画です。一時転用期間は 2 年間の予定です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は、西側からと北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。ご覧のとおり本通りから奥の資材置場に入るための一時転用ということですので問題ないかと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 46 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 47 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。資料 7 ページをお願いします。

番号 47 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●番地ほか 3 筆、合計面積 1365 m²を●●の●●さんから、下に行きまして、●●番地ほか 2 筆、合計面積 712 m²を●●の●●さんから、下に行きまして、●●番地ほか 1 筆、合計面積 442 m²を●●の●●さんから、下に行きまして、●●番地ほか 3 筆、合計面積 282 m²を●●

の●●さんから、すべての合計面積 2801 m²を●●の●●に、賃貸借により店舗建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が 10 ヘクタール未満の 2 種農地です。賃借人はコンビニエンスストア出店のため平屋建て店舗 1 棟を建築、建築面積は 201.35 m²。駐車場はアスファルト舗装で 26 台分設置の計画です。また、汚水については合併浄化槽で処理し東側水路に放流、雨水については南側水路に放流する計画です。賃貸借期間は 30 年となっています。

資金証明、事業計画書、土地選定理由書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北東側からと北側から、南東側と南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。18 日に●●と現地調査をいたしました。ここは今まできれいに耕作されていましたが高齢になり作れなくなっていました。周辺道路が通学路になっているため少し心配ですが、他は問題ないと思いますのでご審議お願いいたします。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 47 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 48 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 7 ページをお願いします。

はい議長

番号 48 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

●●番地、面積 300 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに有償移転により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。建築予定面積は 98.28 m²の平屋建て、汚水については合併浄化槽で処理し東側の用水路に放流、雨水についても東側の用水路に放流の計画です。

資金証明、事業計画書等の添付書類からは問題ないと思われます。写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。18日に●●と現地調査をいたしました。隣の土地は前回審議したところになりまして、引き続きになりますが調整区域と市街化区域の境目ですし住宅に隣接していますので問題ないかと思っておりますので、ご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 48 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 47 号)

【議長】

議案第 47 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 64 番から 67 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 9 ページをお願いします。

番号 64 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。

●●番地、面積 703 m²を●●の●●さんが●●の●●に畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

牧草の栽培を予定しています。小作料は 10 a 当たり●●です。
続きまして

番号 65 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。

●●番地ほか 2 筆、合計面積 2362 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稲の栽培を予定しています。小作料は 10 a 当たり●●です。
続きまして

番号 66 番、地図公図は 37 ページ、38 ページになります。

●●番地、合計面積 1116 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稲の栽培を予定しています。小作料は 10 a 当たり●●です。
続きまして

番号 67 番、地図公図は 39 ページ、40 ページになります。

●●番地、合計面積 311 m²を●●の●●さんが●●の●●に畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続きサクランボの栽培を予定しています。小作料は 10 a 当たり●●です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい。この 64 番の●●はどういう会社ですか。

【事務局】

はい。この会社の住所は●●ですが、●●のほうで牛を飼っていて、飼料高騰により自給自足するために牧草の栽培をするとのこと
です。

そのほか質問はございませんか。

質問がないようですので、番号 64 番から 67 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 40 分閉会